

## ニセコ町飲食応援割引クーポン発行事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により町内飲食事業者が営業自粛や営業低迷などで苦しい経営が続いている状況から、町内飲食店自らが弁当宅配や弁当等の持ち帰り型経営へ転換を図り、経営安定へ向けた努力をしていることに対し、町が飲食応援割引クーポン発行事業を実施することで、町内の飲食消費の回復を支援することを目的とする。

2 前項の目的を果たすため、補助事業者を通して実施するものとし、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号。以下「補助規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助事業者は、株式会社ニセコリゾート観光協会とする。

2 町長は、本事業を実施するにあたり、補助事業者と適宜連携して実施する。

### (配布対象)

第3条 飲食応援割引クーポン（以下「割引クーポン」という。）の配布対象者は町民等とする。

### (参加飲食店等の募集)

第4条 補助事業者は参加飲食店を増やすため、町内に広く参加を求めなければならない。

2 参加飲食店は補助事業者が作成した申込書を提出し、補助事業者の審査を受け、参加が適当であると認められた場合のみ本事業に参加することができる。

### (参加条件)

第5条 本事業に参加しようとする飲食店は次の条件に該当する場合は参加することができない。

- (1) 保健所等の許認可官庁からの許可が得られていない場合
- (2) 本事業を実施している期間に休業する場合（定休日及びメンテナンス休業は除く）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員及び構成員と関わりがないこと
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属している者及びその者と関わりがないこと
- (5) その他補助事業者が不適當であると判断した場合

### (割引額及び割引クーポン)

第6条 割引クーポンは、商品1個若しくは1種類に300円の割引を行う。

2 詳細な利用方法については、参加事業者が決定したのち、町と補助事業者で決め、町民に周知するものとする。

3 割引クーポンは日本郵便が提供するタウンメール便で配布することとし、日本郵便が配達する世帯に1件2枚を提供する。

4 割引クーポンは1枚で5個又は5種類まで利用できるものとする。

5 1枚の割引クーポンで割引できる金額は、1,500円を限度とする。

6 そのほか必要な事項は町と補助事業者の協議で決めるものとする。

(登録飲食店の取消)

第7条 町は、第5条で設定した参加条件に違反した場合は、当然に登録飲食店から除外することができる。不正行為が行われた場合も、また同様とする。

2 前項で除外された登録飲食店は、割引クーポンの換金の全部または一部をすることができないものとする。

(交付額の算定方法)

第8条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第9条 補助金の交付申請及び交付の決定は、補助規則によるものとする。

(事業変更及び変更申請)

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合は、あらかじめ町と調整し、承認を得なければならない。

2 前項の調整に基づいて変更交付申請及び変更の決定を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定の通知)

第11条 第9条及び前条で決定した場合には、交付(変更)の決定通知を行うものとする。

(概算払い)

第12条 町長は、必要があると認める場合においては、概算払いをすることができる。

(実績報告)

第13条 補助規則に基づき提出する実績報告には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 割引クーポン回収日報
- (2) 事業者別支払い調書
- (3) 使用済みの割引クーポン

(事業執行管理)

第14条 補助事業者は、本事業の執行を適切に運営管理するものとし、町長から事業執行状況について求めがあるときは、速やかに対応するものとする。

(個人情報保護)

第15条 補助事業者は本事業で知り得た個人情報を、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。本事業が完了した後も、また同様とする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

- 1 この訓令は、令和2年5月18日から施行する。
- 2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表

項目	内容
クーポン換金支払	事業者から請求を受けるクーポンの換金
振込手数料	観光協会から取扱店へのクーポン換金分の振込手数料
郵便代	クーポン取扱店舗とりまとめ
クーポンデザイン代	クーポンのデザイン作成
クーポン印刷代	クーポンの印刷作成費
消耗品費	コピーペーパー、コピー偽造防止用紙、プリンタートナー、封筒等の事務費等
チラシ印刷費	クーポン取扱店を紹介するチラシの印刷作成費
労務費	事業打合せ、調整、資料作成、割引クーポン取扱事業者とりまとめ、商品券換金事務
その他	その他町長が必要と認める経費